

＜趣旨＞ 女性を応援する様々な情報を利便性の高い仕組みで一元的に提供すべく、総合的な情報プラットフォームを構築した※（平成27年3月末開設）。引き続き、女性のニーズに応じた支援情報を提供するため、掲載情報の更なる充実や、検索機能等の強化を図る。

※「日本再興戦略 改訂 2014(平成26年6月24日 閣議決定)」、「すべての女性が輝く政策パッケージ(平成26年10月10日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」及び「女性のチャレンジ応援プラン(平成27年1月16日 内閣府男女共同参画局)」を踏まえ開設。

女性を応援する下記の施策を分野別に整理。(右図参照)

「すべての女性が輝く政策パッケージ」に掲載された施策
「女性のチャレンジ応援プラン」に掲載された施策
その他女性を応援する施策

- ・ 掲載する情報の充実
- ・ 検索機能等の強化

▶ URL: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/>

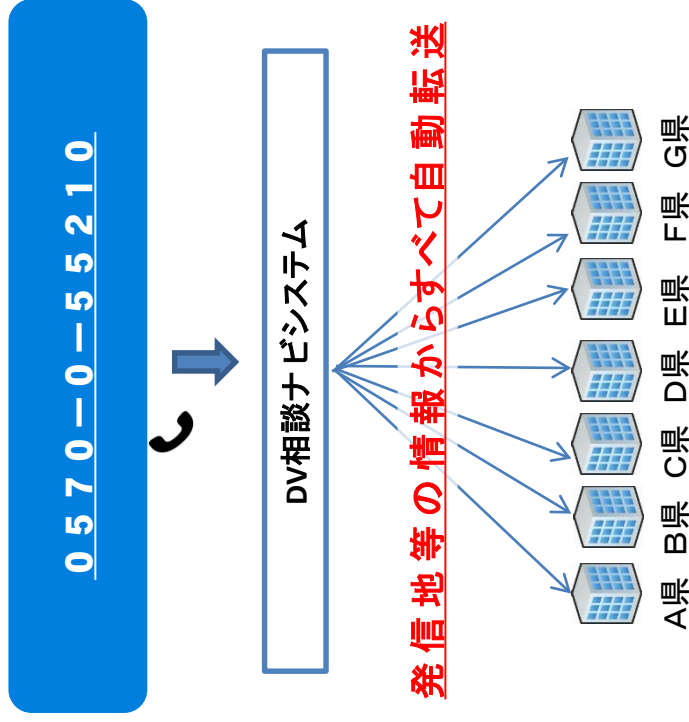
【画面イメージ】トップページ(→)、リンク(バナー)集(↑)



「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	4. 暮らしの質の向上のための取組
中項目	(2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い
小項目	①暴力や貧困、起業を始め問題・課題を抱えた女性に対し、必要な情報を確実に届けることが必要である。このため、以下の方向で取組を行う。 ・必要な情報へのアクセスを積極的に促すため、相談窓口の電話番号等の重点的な情報提供を行う。
該当施策名 (事業名)	DV被害者のための相談機関案内サービス
該当施策の背景・目的	内閣府が平成 26 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約 6 割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が最寄りの相談機関に簡便かつ迅速につながる環境を整備することを目的としている。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 ☒ 予算 27 年度予算：6, 683 千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 ☒ 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	全国共通のダイヤル（0570-0-55210）を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）の電話に自動で転送するサービスを実施。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する。さらに携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼する。
問い合わせ先 部局課	内閣府 男女共同参画局推進課暴力対策推進室

DV被害者のための相談機関案内サービス

○全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送する。



○広報用携帯カード

全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを地方公共団体に配布。被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等に置いてもらうように依頼。



配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。相談してみること、ひとりで悩まなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

相手といくと、悔いと感じたり緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールを手エツクする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、遅延に協力しないなど、様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

● 発信場所から最寄りの相談窓口に、あなたがかけた電話を自動転送します。

● 固定電話からだけでなく、携帯電話、PHS 及びIP 電話（一部のIP 電話を除く。）からもつながります。

内閣府男女共同参画局



ここに だんわ

DV相談ナビ 0570-0-55210

By calling this number, you will be automatically connected to your closest Spousal Violence Counseling and Support Center.

配偶者からの暴力被害者支援情報サイト <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	4. 暮らしの質の向上のための取組
中項目	(2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い
小項目	① 必要な情報へのアクセスを積極的に促すため、相談窓口の電話番号等の重点的な情報提供を行う。
該当施策名 (事業名)	
該当施策の背景・目的	子どもや保護者からの虐待や子育てに悩んだ際の SOS をいち早くキャッチするため、これまでの 10 桁から、覚えやすい 3 桁の番号にし、3 桁の番号は、迷うことなく通告・相談して頂きたいという思いから「189 (いち・はや・く)」とした。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 27 年度予算： 19,553 千円 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他（具体的に：)
該当施策概要	覚えやすい 3 桁の番号にし、迷うことなく通告・相談して頂く。 予算は、3 桁化のために各通信事業者がシステム開発を行ったがその運用経費である。
問い合わせ先 部局課	厚生労働省 雇用均等・児相家庭局総務課

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	4. 暮らしの質の向上のための取組
中項目	(2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い
小項目	①必要な情報へのアクセスを積極的に促すため、相談窓口の電話番号等の重点的な情報提供を行う。
該当施策名 (事業名)	消費者月間事業
該当施策の背景・目的	5月の消費者月間において、消費者の自立を支援するためにシンポジウムを開催するにあたり、消費者月間のポスターの配布や近くの消費生活相談窓口を紹介する「消費者ホットライン」の電話番号「188」(2015年7月運用開始)の周知等により、消費者月間の広報を強化し、消費者問題を抱える女性のシンポジウムの参加者を増加させる。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27年度予算： 2,752千円の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28年度要求方針： 新規 <u>拡充</u> 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に：)
該当施策概要	箇所の駅前広場等で消費者月間のポスター配布するとともに消費者ホットライン「188」の周知等により、消費者月間の広報を強化し、消費者月間シンポジウムの集客を増やすプロジェクトを実施。
問い合わせ先 部局課 担当者名 連絡先	消費者庁 消費者教育・地方協力課

消費者月間について

消費者庁

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」(※1)として、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っている。

統一テーマの設定

消費者月間の期間中、様々な機関・団体等が実施する月間事業に一体感を持たせるため、毎年統一テーマを設けている。
平成27年度は、消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成に向けた取組の促進を図るため、『みんなでつくろう！消費者が主役の社会！！』とした。

27

消費者支援功労者表彰

消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、昭和60年より開始。従来、内閣特命担当大臣のみだったが、消費者庁創設に伴い、平成23年度から内閣総理大臣表彰、ベスト消費者サポーター一章を開始。併せて、個人だけではなく団体も表彰対象とした。

＜平成27年度受賞者内訳＞

内閣総理大臣表彰	5件	〔個人3件、団体2件〕
内閣府特命担当大臣表彰	18件	〔個人11件、団体7件〕
ベスト消費者サポーター一章	48件	〔個人28件、団体20件〕

シンポジウムの開催

統一テーマに基づき、毎年5月末にシンポジウムを開催。内容は、有識者によるパネルディスカッション、消費者支援功労者表彰受賞者紹介など。
また、シンポジウム終了後は、消費者支援功労者表彰受賞者を囲む懇談会を開催。

関連事業の実施

消費者月間にあわせて、消費者団体・事業者・事業者・地方公共団体等が講演会や啓発パネル展示、街頭啓発などの教育・啓発等の事業を実施。

ポスターの作成

消費者月間を広く国民に周知することを目的に、ポスターを作成。
配布先は、消費者団体・事業者・事業者・地方公共団体等など。平成27年度は5月の中に全国約8,000ヶ所に掲示された。



(※1)「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされた。

平成27年度消費者月間について

＜消費者月間とは＞

「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことからその施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、統一テーマを設定し、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に実施。

＜平成27年度統一テーマについて＞

「みんなでつろう！ 消費者が主役の社会！！」

- 本年3月、消費者基本計画を策定（対象期間は平成27年度から平成31年度）。
- 今後の消費者政策の推進には、消費者庁、消費者行政担当部局、消費者団体だけでなく、事業者、ボランティア等も含めた社会経済全ての主体が、消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要。
- 全国で多様な主体の連携・協働が促進されることを期待。

274

＜消費者月間関連事業について＞

- **消費者功労者支援表彰等（＊）**
5月26日（火）官邸において実施予定
（＊）消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として昭和60年より実施。
27年度は、内閣総理大臣表彰5件、内閣府特命担当大臣表彰18件
- **消費者月間シンポジウムの開催**
5月25日（月）15時～18時、イイノホールにて実施
基調講演及びパネルディスカッション
- **地方公共団体等の月間関連事業**
消費者庁HPにおいて周知
全国における講演会、パネル展示等の関連事業は、150件程度



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

みんなでつろう！ 消費者が主役の社会！！

消費者も、企業も、行政も、
安全、安心、豊かなくらしにつながる情報の
受け手であって、送り手です。



消費者庁
5月は
消費者月間
です

詳しくは各記のQRコードをスマートフォンで読み取り、URLを確認ください。
<http://www.caa.go.jp/region/education/2015gekkkan/index.html>





消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

アブナイモ

お近くの消費生活相談窓口等を御案内する「消費者ホットライン」
(0570-064-370)は、覚えやすい3桁の電話番号「188」による御案内も
開始いたします。（平成27年度開始予定）

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	4. 暮らしの質の向上のための取組
中項目	(2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い
小項目	①必要な情報へのアクセスを積極的に促すため、相談窓口の電話番号等の重点的な情報提供を行う。
該当施策名 (事業名)	地方消費者行政推進事業
該当施策の背景・目的	消費者問題を抱えた女性が円滑に消費生活相談を受けられるよう、近くの消費生活相談窓口を紹介する「消費者ホットライン」の電話番号「188」(2015 年 7 月運用開始)の周知等に係る地方公共団体における取組みを支援し、相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図る。
該当施策の政策手段の分類	A 法令・制度改正 B 税制改正要望 C 予算 27 年度予算： 3,000,000 千円の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 <u>拡充</u> 継続 ※該当するものに○をしてください。 D 機構定員要求 E その他(具体的に：)
該当施策概要	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制のを全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援する。
問い合わせ先 部局課 担当者名 連絡先	消費者庁 消費者教育・地方協力課